自治基本条例等に関する調査結果

1. 調査した自治体

(1)抽出条件

- ①自治基本条例を制定している
- ②人口が、100,000人以上 200,000人未満である
- ③埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県の自治体である

(2) 自治体一覧

No.	自治体名	都県名	条例名	条例施行年	人口
1	新座市	埼玉県	新座市自治憲章条例	平成18年	165,779 人
2	熊谷市	埼玉県	熊谷市自治基本条例	平成19年	194, 294 人
3	三郷市	埼玉県	三郷市自治基本条例	平成21年	142,666 人
4	久喜市	埼玉県	久喜市自治基本条例	平成23年	151, 266 人
5	鴻巣市	埼玉県	鴻巣市自治基本条例	平成24年	117, 786 人
6	ふじみ野市	埼玉県	ふじみ野市自治基本条例	平成26年	114, 253 人
7	戸田市	埼玉県	戸田市自治基本条例	平成26年	141,528 人
8	多摩市	東京都	多摩市自治基本条例	平成16年	147, 707 人
9	三鷹市	東京都	三鷹市自治基本条例	平成18年	190, 591 人
10	小平市	東京都	小平市自治基本条例	平成21年	195, 488 人
11	武蔵野市	東京都	武蔵野市自治基本条例	令和 2年	148, 339 人
12	海老名市	神奈川県	海老名市自治基本条例	平成19年	138,651 人
13	小田原市	神奈川県	小田原市自治基本条例	平成24年	187,680 人

2. 条例施行後に一部改正がある自治体

		•			
都県名	条例の名称	条例施行日	追加	変更	削除
埼玉県	熊谷市自治基本条例	平成19年10月1日	0		
東京都	多摩市自治基本条例	平成16年8月1日	0	0	
東京都	三鷹市自治基本条例	平成18年4月1日		0	0

3. 条項及び条文の追加

(1) 熊谷市自治基本条例

<u> </u>		
		(基本構想の策定等)
内	容	第15条の2 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。
		2 市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。
経	緯	平成23年5月の地方自治法改正により基本構想の策定義務がなくなったが、第2次熊谷市
		総合振興計画策定にあたり、基本構想の策定については、議決を取るべきと判断したため。
施行日		平成29年6月26日

(2) 多摩市自治基本条例

	(市議会の設置)
	第8条第2項
	市議会の基本事項を定めるものとして、多摩市議会基本条例(平成22年多摩市条例第4
	号)を定めます。
内 容	
	附則
	(施行日)
	1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において多摩市議会規則で定
	める日から施行します。(平成22年議会規則第1号で平成22年9月8日から施行)
経緯	平成22年9月8日に多摩市議会基本条例が施行されたため
施行日	平成22年9月8日

4. 条項及び条文の変更

(1) 多摩市自治基本条例

	(定義)	
変更前	第3条第1項第3号	
	市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産	
	評価審査委員会をいいます。	
変更後	市の執行機関 市長、下水道事業管理者、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業	
多 更饭	委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	
経緯	組織改正により下水道事業管理者が設置されたため	
施行日	平成29年4月1日	

(2) 三鷹市自治基本条例

(=) = "W(1)			
	(補佐職の設置等)		
水田光	第11条第1項		
変更前	市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、		
	補佐職等を設置することができる。		
変更後	市長は、 <u>副市長等の</u> 常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うた		
多	め、補佐職等を設置することができる。		
経緯	地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため		
施行日	平成19年4月1日		

5. 条項及び条文の削除

(1) 三鷹市自治基本条例

		(補佐職の設置等)		
		第11条第2項		
内	容	市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、		
		その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とす		
		ることができる。		
経	緯	地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため		
施行日		平成19年4月1日		